

農福連携マルシェ企画運営業務委託仕様書

1. 目的

農業と福祉が連携し、障害者が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画することを実現する農福連携の取組を広く県民に周知するとともに、障害者の工賃向上、自主製品の販路拡大・製品のレベルアップを図るため、障害者就労施設等で生産された農産物や加工品の販売、イベントの開催を行う。

2. 事業概要

農福連携に取り組む障害者就労施設等が出店する農福連携マルシェを以下の通り開催する。

開催日時 令和7年3月第2週の土日のうち1日又は第3週の土日のうち1日
(時間は10:30~16:00)

開催場所 提案による(ただし、佐賀市内であること)
※佐賀県と協議の上、後日決定

出店者数 農福連携に取り組む障害者就労施設等 8事業所程度

※出店施設の障害者就労施設の募集は、佐賀県共同受注支援窓口が行う

内容 農福連携マルシェ及び農福連携の普及啓発につながるような集客イベントの開催

3. 委託業務の内容

(1) 農福連携マルシェの企画・運営に関する業務

農福連携に取り組む障害者就労施設等が出店する農福連携マルシェを企画・運営すること。

ア イベント全般に係る運営業務

(ア) スケジュール・進行管理マニュアル等の作成

(イ) 会場レイアウト作成、テント等の会場設営・撤去、(既存のイベントと同時開催する場合) イベント主催者へのイベント出店料等の支払、車両誘導員の手配、関係者駐車場の設営・撤去、原状回復に係る一切の業務

(ウ) 各種看板の制作、設置、撤去(店舗名表示サイン・イベントコーナー看板等)

(エ) 受付の設置、運営

(オ) 参加者の誘導及び安全対策

(カ) その他実施に係る必要な業務

イ 農福連携マルシェに関する業務

農福連携に取り組む障害者就労施設等が出店する農福連携マルシェを開催する。出店施設の農福連携の取組や農家とコラボした商品を店舗毎にポスター等で紹介すること。佐賀県共同受注支援窓口と連携して実施すること。その他出店施設が使用する机、椅子等必要な物品等の調達、機材に必要な電源の設置を行うこと。また、来場者に対する景品等を用意すること。

(ア) イベントの企画（実施内容、広報、連絡調整等）

(イ) イベントの運営（受付・案内、進行管理、スタッフ手配・その他必要な業務）

ウ イベント等に関する業務

当日参加可能なイベント等を企画し、マルシェと合わせて開催する。大人も子供も参加でき、親子でも楽しめるような内容とすること。農家と福祉施設の農作物を使ったイベントや、県の農福連携の取組について広く知ってもらえるような展示等を実施すること。

(ア) イベント等の企画（実施内容、広報、連絡調整等）

(イ) イベント等の運営（受付・案内、進行管理、スタッフ手配・その他必要な業務）

(2) 広報に関する業務（チラシ作成等）

マルシェについて広く周知するため、チラシ、各種媒体等を活用し効果的な広報を行うこと。チラシ作成にあたり、掲載内容、デザイン等については事前に県と協議のうえ、決定すること。

4. 委託期間：令和7年3月31日まで

5. 実施報告書

受託事業者は、事業終了後すみやかに実施報告書を県に提出すること。その際、業務内容を実施した実績に関する報告資料を添付すること。

6. 委託料の支払い

完了払

7. 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、障害福祉課就労支援室と受託者で協議を行い実施すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については受託者によりこれを行う。
- (4) 設備・資機材は特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお加入後は保険書類の写しを、県障害福祉課に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合はイベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物の著作者人格権は行使しないものとする。